

「就農準備資金」の交付を希望される方へ（ご案内）

次世代を担う農業者となることを志向する方に対し、就農準備段階の研修中の生活安定(就農準備資金)と就農直後の経営確立を図る(経営開始資金)ため、資金が交付されます。

当基金では就農前の研修に対する就農準備資金の交付のための手続きを以下により開始します。希望する方は事業の「研修計画」をご提出ください。

募集締切：令和7年6月30日（月）

国の予算配分調査の締切があるので、応募希望の方は、できるだけ早めにご一報いただければ幸いです。

公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金

1 交付資金の概要

農業技術および経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者の生活を支援するため、「就農準備資金」を年間最大150万円（最長2年間）交付します。

2 対象となる研修先

- (1) 滋賀県立農業大学校 養成科および就農科（県外の準ずる研修機関等を含む）
- (2) 研修生の受入体制が整い、かつ資金交付対象者の研修計画に沿った研修ができると認定された下記のいずれかの県内の先進農家、先進農業法人および研修機関等

- ① 滋賀県指導農業士（過去に認定を受けていた指導農業士を含む）
- ② 滋賀県指導農業士（過去に認定を受けていた指導農業士を含む）が経営する農業法人
- ③ 農業研修制度を実施している市町、農業協同組合（農業協同組合が過半を出資する法人を含む）、民間団体等
- ④ その他、交付主体が認める研修機関等

※ ④については、各種要件がありますので、ご相談下さい。

3 対象者の主な要件

※すべて満たす必要があります

- (1) 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- (2) 研修終了後に独立・自営就農または雇用就農を目指すこと
研修終了後に親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承する、農業法人の経営者（共同経営者になる場合を含む）または独立・自営就農することを確約すること
- (3) 研修計画が以下の基準に適合していること
 - ①対象となる研修先で概ね1年かつ概ね年間1200時間以上研修すること
 - ②先進農家・農業法人で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと
 - a：先進農家・農業法人の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者）ではないこと
 - b：先進農家・農業法人と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く）を結んでいないこと
- (4) 常勤の雇用契約を締結していないこと
- (5) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと
- (6) 原則として、研修計画の承認申請時の前年の世帯（本人のほか親子及び配偶者の範囲）全体の所得の合計が600万円以下であること
- (7) 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること
- (8) 滋賀県内で研修（令和7年度中に研修を開始するものに限る）または就農を行うこと

4 交付資金の返還

交付資金は下記のいずれかに当てはまる場合は一部または全額返還となります

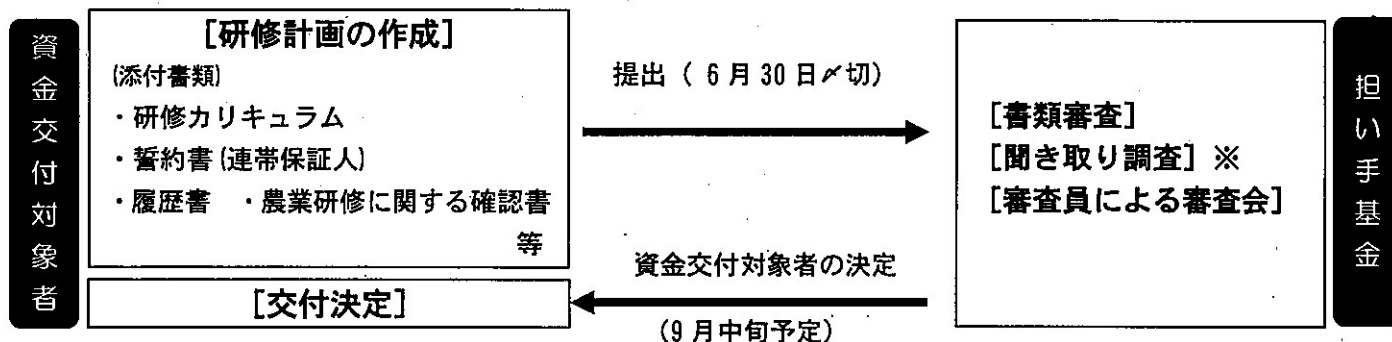
- (1) 研修状況の報告を行わない場合や、適切な研修をしていない場合
 - (2) 研修終了後1年以内に、原則50歳未満で独立・自営就農、雇用就農または親元就農しなかった場合
 - (3) 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、就農を継続しない場合またはその間の農業の従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合
 - (4) 親元就農について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合、農業法人の経営者（共同経営者も含む）にならなかった場合または独立・自営就農しなかった場合
 - (5) 独立・自営就農者または親元就農者で5年以内に独立・自営就農する者について、就農後5年以内に「認定農業者」または「認定新規就農者」にならなかった場合
 - (6) 虚偽の申請等を行った場合
- 等

5 研修計画の提出

- 就農準備資金の交付を希望される方は、「研修計画」に必要事項をご記入のうえ、添付書類を同封し、下記募集期間までに当基金（下記住所）へ郵送してください。
- 原則として、令和7年4月以降の研修カリキュラム・研修の記録等が明確な場合を対象とします。
- 要件を満たしていても予算に限りがあるため資金交付対象者とならない場合があります。
- 「研修計画」は、当基金のホームページから様式をダウンロードできます。（<https://shiganou.work>）

募集期間：令和7年6月2日（月） ～ 6月30日（月）まで

6 交付決定までの手続き



※ [聞き取り調査] → 審査の前に、申請者本人から原則、面談で聞き取り調査を行います。

※ 申請には研修機関ですでに研修を始めているか、研修受講の承諾が得られている必要があります。

※ 採択は予算の範囲内で行いますので、研修計画の申請、受付をもって研修計画の承認、資金の交付決定とならないことをご了知ください。

送付先：公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金
住 所：〒520-0807 滋賀県大津市松本1-2-20
TEL：077-523-5505